

# いわき市農業委員会第2回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和6年7月19日（金曜日）12時30分、いわき市農業委員会総会を  
いわき市文化センター2階中会議室1・2にて開催した。

## 1 出席者（計34名）

### (1) 農業委員（22名）

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 飯高 敬一
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸		
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

### (2) 事務局（12名）

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
主任事業推進員	渡邊 伸一郎
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

## 2 欠席者

4 木幡 仁一	16 木村 義昭
---------	----------

## 3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局  
(中村次長)

それでは、議事に入ります。  
議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。  
蛭田会長、よろしく願いいたします。

議長  
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。  
円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。  
まず、本日の通告欠席ですが、議席番号4番 木幡仁一委員、議席番号16番 木村義昭委員となります。  
現在、委員24名中22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。  
本日の総会が成立することをご報告いたします。  
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。  
只今より、いわき市農業委員会2回総会を開会いたします。  
次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。  
議席番号3番 遠藤重和委員、議席番号6番 志賀幸委員、以上2名の委員をお願いいたします。  
また、書記は事務局をお願いいたします。  
なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。  
これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。  
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。  
次に、事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局  
(中村次長)

**【議案書2～3ページにより会務報告】**

議長  
(蛭田会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。  
総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。  
次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (赤津係長)	特に取下げ、追案等はございません。
議長 (蛭田会長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>該当する方がいれば、議案審議の際に申し出てください。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (千葉主事)	<p>説明に入る前に、資料の差し替えがございます。</p> <p>番号6番について、申請人より取下願出書が提出されましたので、田、畑及び合計面積が変更となるため資料4として差し替えさせていただきます。</p> <p>改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>資料4をご覧になりながらお聞きください。</p> <p>併せて、地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。</p> <p>番号1番から番号5番及び番号7番、番号8番につきましては、売買による所有権の移転、番号9番から番号11番は贈与による所有権の移転で、番号7番及び番号9番につきましては、新規就農案件となります。</p> <p>以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田 11,516 m<sup>2</sup>、畑 1,853.74 m<sup>2</sup>、合計 13,369.74 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。</p>
9番 四家委員	<p>番号1番から番号5番及び番号7番から番号9番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>続いて、事務局よりお願いいたします。</p>

事務局 (千葉主事)	番号 10 番、番号 11 番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
17番 新妻（吉） 委員	新任委員ですので、参考にお聞きいたします。 資料において、「㎡」と「a」両方の単位が使われておりますが、何か理由があるのでしょうか。
事務局 (金成主査)	不動産登記における土地の表記は「㎡」表記ですので、資料全体としては「㎡」表記で整理しているところでございます。 借受人・譲受人の経営面積につきましては、「㎡」表記ですと大変桁が大きくなるということで、農業者が一般的に使っている「a」表記に直しております。 昨年度の4月までは、50 a (5,000 ㎡) の「下限面積」の表記がございましたので、わかりやすくするために、経営面積については「a」表記にしていたというところでございます。 事実として、そのような形で表記していたというのが現状でございます。
17番 新妻（吉） 委員	わかりました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 <b>【意見・質問なし】</b> ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 <b>【「異議なし」の声あり】</b> ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の5ページをお開き願います。 <b>【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</b> なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(浅川主査)

議案の説明に入る前に、農地転用許可制度について、簡単にご説明いたします。

「許可申請に係る意見及び決定理由書」の41ページをお開きください。

農地転用が許可されるためには、許可基準である「立地基準」と「一般基準」の両方を満たす必要があります。

「立地基準」とは、農地の営農条件や周辺の市街地の状況から、申請農地を5つの区分に分類し、転用の可否を判断するものです。

5つある農地区分のうち、いわき市で定めている「農用地利用計画」における農用地区域内の農地は、転用が最も厳しく制限されております。

そのほか、転用の制限が厳しい順から「甲種農地」、「第1種農地」、「第2種農地」となり、「第3種農地」については、立地基準上は原則許可となります。

また、「一般基準」は、土地の効率的な利用の確保という観点から定められており、農地転用の確実性や周辺農地の営農条件への支障の有無などを審査するものです。

農地区分に応じた立地基準を満たす場合であっても、一般基準を満たさない場合は、不許可となります。

一般基準を満たさないと判断されるのは、「①転用目的実現の確実性を欠く場合」、具体的には、「転用に必要な資力及び信用がないこと」、「利害関係者の同意がないこと」、「遅滞なく転用目的の用途に供する見込みがないこと」、「転用後の事業について、行政庁の許可等の見込みがないこと」、「計画面積が妥当でないこと」などが挙げられます。

次に、「②周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合」、具体的には、「土砂の流出または崩壊等が発生させるおそれがあること」、「農業用排水施設の機能に支障を及ぼすおそれがあること」、「周辺農地の日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあること」、「農道、ため池その他の農地の保全に必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがあること」などが挙げられます。

また、「③一時転用後に農地に復元されることが確実と認められない場合」も不許可となります。

なお、転用許可の対象となる「農地」に該当するかどうかは、登記地目によって判断するのではなく、その土地の現況によって判断することとされており、実務上は「すぐに耕作が可能な状態または農業機械の導入（草刈りや耕起）によって耕作再開が見込める状態」を「農地性を有している」としているところです。

土地の現況が「農地」であること、つまり「農地性を有していること」が、農地転用許可申請に係る形式的要件となっております。

現地調査においては、目視は勿論のこと、農業委員会等に関する法律第35条に基づき、実際に土地へ立ち入ったうえで、転用範囲や農地性の有無を含め、許可基準を満たしているか確認しております。

前置きが長くなりましたが、ここから議案の説明に入ります。

議案説明書の7ページをお開き願います。

事務局  
(浅川主査)

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5031番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平鯨岡、田991㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号2番、平泉崎の3筆、いずれも田、計1,887㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号3番、永崎、畑1,219㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号4番、小浜町、田1,388㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号5番、勿来町酒井、畑1,035㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号6番、山玉町、田1,910㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号7番、内郷高野町、田1,564㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号8番、遠野町上遠野、田1,155㎡、駐車場、使用貸借権の設定。

番号9番、遠野町根岸、田271㎡、雑貨店の建築、賃借権の設定。

番号10番、遠野町根岸の2筆、いずれも田、計1,867㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号11番、遠野町根岸、田1,712㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号12番、小川町柴原、田1,113㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号13番、好間町大利の2筆、いずれも田、計1,098㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号14番、好間町上好間の2筆、田及び畑、計661㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号15番、好間町中好間の2筆、いずれも田、計982㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号16番、三和町上三坂、田1,170㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号17番、遠野町大平の3筆、いずれも田、計702㎡、木材土場としての一時転用、使用貸借権の設定です。

以上17件、面積は、田18,234㎡、畑2,491㎡、合計20,725㎡となります。

このうち、事務局による書面審査及び今年10日・11日に実施した現地調査の結果、「問題あり」または「要確認」とされた案件がありましたので、その内容をご説明いたします。

計6案件、いずれも株式会社ウエストエネルギーソリューションを譲受人とするものです。

まず番号3番、受付番号5033番、永崎の案件。

5条許可ができない場合について定めた、農地法第5条第2項第3号に

事務局  
(浅川主査)

いう「転用行為を行うために必要な信用があると認められない場合」に該当すると考えられます。

その理由は、今月 10 日の現地調査の際、申請地にある上物について、主に塗料の一斗缶が保管されており、農業用資材らしきものは見当たらなかったことから、転用面積 200 m<sup>2</sup>未満であれば許可を受けずに設置できる「農業用施設」の体をなしておらず、現況が農地法違反（無断転用）状態に当たると判断されたためです。

この件について、代理人行政書士によると、塗料の一斗缶については、譲渡人が以前、知人の塗装業者から依頼を受けて置かせていたもので、それが撤去されずに残っていたとのことでした。

なお、福島県農業担い手課が作成した『農地法関係事務処理の手引』によると、「無断転用等の農地法違反があり、是正がなされていない場合は、転用行為を行うのに必要な信用があると認められない」とされております。

次に番号 10 番、受付番号 5040 番、遠野町根岸の案件。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号にいう「転用することにより、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当すると考えられます。

理由については、後ほどご説明します。

次に番号 11 番、受付番号 5041 番、同じく遠野町根岸の案件。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号にいう「申請に係る農地全てを当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」、農地法施行規則第 57 条第 4 号にいう「申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと」に該当すると考えられます。

その理由は、土地利用計画において、「周辺農地の通作のための農道」を設けることとしているものの、その意図（当該農道の主たる使用者は誰か、主たる使用者にはなり得ない譲受人が当該農道を設ける具体的理由は何かなど）の説明が不十分であるためです。

相手方によると、「申請地の南南西側に隣接する営農中の田のために設ける」と説明する一方で、「当該田の所有者について、土地登記簿上の住所を訪問したものの、空き家となっており、耕作者が誰なのか確認できていない」とのことでした。

なお、前述の『農地法関係事務処理の手引』によると、「申請面積は、事業計画内容に照らして必要最低限か確認すること」、「類例のない事例については、転用事業計画における必要性及び具体的理由から、合理的であるか否かを判断すること」とされております。

次に番号 12 番、受付番号 5042 番、小川町柴原の案件。

現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を欠くことから、却下が妥当であると考えられます。

本件について、今月 10 日の現地調査の際、申請地の北側部分、ほかの部分よりも一段高くなっておりますが、複数本の灌木がそのままになっていること、また申請地の南東部分は木々が生い茂っていることなどから、現況が農地とは判断できないとの意見がありました。

事務局  
(浅川主査)

次に番号 14 番、受付番号 5044 番、好間町上好間の案件。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号にいう「転用行為を行うために必要な信用があると認められない場合」に該当すると考えられます。

その理由は、今月 10 日の現地調査の際、申請地は特に問題ありませんでしたが、市道を挟んで南側に位置する譲渡人が承継したと思われる畑に上物があり、農地法違反（無断転用）の可能性があることから、土地及び上物の利用状況、農地転用許可の有無等を至急確認すべきとの意見があったことを受けて、相手方に対し、代理人行政書士を通じて聴取したところ、「駐車場（車庫）として近隣住民に貸している」とのことでした。

また、事務局で調査した結果、当該上物に係る農地転用許可の履歴はありませんでした。

なお、無断転用等の農地法違反がある場合の転用許可の取扱いについては、番号 3 番で説明したとおりです。

次に番号 15 番、受付番号 5045 番、好間町中好間の案件。

現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を欠くことから、却下が妥当であると考えられます。

本件について、今月 10 日の現地調査の際、申請地全体に人の背丈以上の雑草等が繁茂しており、土地への立入ができず、転用範囲や農地性の有無の確認等もできない状況であったことから、現況が農地とは判断できないとの意見がありました。

番号 3 番、番号 12 番、番号 14 番及び番号 15 番については、現地の写真を「意見及び決定理由書」の 36 ページから 38 ページに添付しておりますので、併せてご確認願います。

それでは番号 10 番、受付番号 5040 番、遠野町根岸の案件について、ご説明します。

太陽光発電設備の設置のため転用するに当たり、番号 11 番の申請地との間に挟まれる形となる耕作中の田 2 筆をはじめとする周辺農地の営農条件への支障の有無について、慎重に判断すべきとの意見があったことから、相手方に対し、代理人行政書士を通じて申請内容の確認を進めてまいりました。

その結果、番号 10 番について、7 月 14 日（日）に土地利用計画図の差替え版の提出を事務局宛での電子メールで受けました。

その差替え版については、「意見及び決定理由書」の 35 ページをご覧ください。

併せて、「現地調査位置図」の 29 ページをお開きいただき、差替え前（許可申請時に添付された）計画図と比較していただきたいと思います。

ご覧のとおり、申請地（84 番）内に水路が追加されております。

この水路について、相手方に対し、「具体的な用途は何か」、「管理者は誰か」、「今回の許可申請に当たり、当該水路の存在を考慮した形跡が見受けられない（許可申請書・事業計画書での言及が全くないこと）」が、その理由は何かの 3 点を、代理人行政書士を通じて質問しました。

相手方からの回答を要約しますと、一昨日（7 月 17 日）午後の時点では、

事務局  
(浅川主査)

「地権者（譲受人）と連絡が取れず、水路の管理者及び周辺の営農者が利用しているかどうかの確認は取れていない。水路の管理方法については、年に数回の草刈りを行い、緊急時には駆け付けることができる体制を整えている。また、水路には手を加えず、今までどおり使用できるようにするので、周辺農地への影響はない」とのことであり、昨日（18日）午前の時点においては、「水路としては機能していないため、現在の用途はない。管理者については、確認が取れていない。」との回答でした。

なお、当職による現地確認では、隣接する法面から刈られた草で覆われてはおりましたが、素掘りの水路が残っており、申請地の北端部には塩ビ管製の水口が使用可能な状態であったことから、用途は農業用水路であったと考えられます。

農地法第5条第2項第4号には、「転用することにより、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、転用許可をすることができない」と定められております。

前述の相手方からの回答について、当該水路の管理者及び周辺の営農者が利用しているかどうかの確認が取れていないにもかかわらず、「周辺農地への影響はない」、「水路としては機能していないため、現在の用途はない」と言い切っておりますが、この回答内容を「了」として許可相当とするか、是認せずに不許可相当とするか、慎重な審議をお願いします。

これら以外の番号1番、番号2番、番号4番から番号9番、番号13番、番号16番及び番号17番については、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

農業委員の皆様には、これまでの事務局説明、「意見及び決定理由書」の記載事項、この後の現地調査担当委員による調査報告等を踏まえ、許可の可否をご審議いただきますようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

6番  
志賀委員

初めに番号1番、番号2番、番号4番から番号9番、番号13番、及び番号16番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

番号3番ですが、申請地にある上物の現況が農地法違反状態であり、是正がなされていないことから、農地法第5条第2項第3号に該当し、不許可相当であると考えます。

同じく番号14番における譲渡人が承継したと思われる畑について、ただいまの事務局説明から、その現況が農地法違反状態であり、是正がなされていないため、農地法第5条第2項第3号に該当し、不許可相当であると考えます。

番号10番について、ただいまの事務局説明から、農業用水路の存在を全く考慮することなく転用事業計画を立案し、申請に至ったものと思料します。

6 番  
志賀委員

相手方からの回答についても、どうして「周辺農地への影響はない」、「水路の機能は失われている」と断言できるのか、理解できません。

また、この太陽光発電事業者は、本年4月の総会において、同じく水路への支障を理由に不許可処分を受けております。

これらのことから、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、農地法第5条第2項第4号に該当し、不許可相当であると考えます。

番号11番については、ただいまの事務局説明から、営農者が誰なのか確認すらできていない田の通作のために、農道の主たる使用者にはなり得ない太陽光発電事業者である譲受人が、わざわざ農道を設ける必要があるのか、疑問が残ります。

このことから、申請農地の面積が、転用目的である太陽光発電設備の設置からみて適正と認められないため、農地法第5条第2項第3号、及び農地法施行規則第57条第4号に該当し、不許可相当であると考えます。

番号12番及び番号15番については、事務局説明のとおり、現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから、却下が妥当と考えます。

報告は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局  
(浅川主査)

番号17番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

只今の報告では、「番号1番、番号2番、番号4番から番号9番、番号13番、番号16番、番号17番については、特段問題がなく、番号3番、番号10番、番号11番、番号14番については、農地転用許可基準のうち、一般基準を満たさないことから不許可相当、番号12番、番号15番については、現況が農地とは判断できないことから、却下が妥当である」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

7 番  
田子委員

今回の現地調査担当委員の一人として、先ほどの志賀委員の意見報告を補足させていただきます。

まず、農地法第3条、第4条及び第5条の許可は、「法律による農地の権利移動及び転用についての制限を解除すること」であります。

このことから、「許可を受けるのに相応しい案件であること」は、まずは申請者において証明しなければならないものと考えます。

ところが昨今、我々委員が行う現地調査において、番号15番のように土地への立入ができず、許可範囲や農地性の有無が確認できない事例、番号12番のように申請地の全てに農地性があるとは言えない事例、番号3番及

7番  
田子委員

び番号14番のように農地法違反を是正しないまま申請に至っている事例が散見されます。

また、農業委員会で現地に行ってみたところ、番号10番のような公図や土地利用計画図に記載のない水路や農道があり、転用事業計画において、その存在を全く考慮していなかったような事例もありました。

このような状態で、何を根拠として「許可を受けるのに相応しい案件である」と言えるのか、そもそも土地をきちんと見たうえで申請しているのか、理解に苦しみます。

こういった問題は、本来、許可申請前に解決されているべきものです。

我々委員は、「農業委員会等に関する法律」や「いわき市農業委員会現地調査実施要綱」に基づき、現地調査を行っているわけですから、我々が行う現地調査時において、先ほど申し上げたような、土地に関する問題をなお有している案件については、その時点で「不許可相当または却下が妥当」と判断し、総会で報告すべきだと考えます。

要するに、「何か問題があったら、申請書の補正で対応する、申請を取り下げる」といった姿勢ではなく、緊張感を持って許可申請をしてほしいということです。

なお、事務局においては、事前相談を含む農地法第3条、第4条、及び第5条の許可申請に際して、例えば雑草等が繁茂している場合は、立入ができるように草刈りをする、また、隣地との境界が明らかになるように必要に応じて目印を設置する、農地法違反がある場合は是正を求めるなど、申請者に対する指導や助言を徹底していただきたいと思います。

また、代理申請については、当該代理人に対し、本人への十分な聞き取りや実地確認等により、土地の現況をきちんと把握したうえで許可申請を行うよう指導していただきたいと思います。

私からは、以上です。

議長  
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

19番  
生田目委員

番号10番、番号11番について、伺います。

水路が通っているとのことでしたが、水路の始点と終点がどこにあるのか教えてください。

事務局  
(浅川主査)

私が昨日(18日)現地を確認した限りでは、番号10番の申請地の北側に水口がありまして、外周に沿って水路が通っておりました。

雑草が所々繁茂しておりましたので、始点と終点までは確認が出来ませんでした。

ただし、水口については、塩ビ管の延長にコンクリート柵がありまして、耕作中の水田から流れる形になっていることを確認しております。

19番  
生田目委員

水路は、申請地2筆の間を通過しておりますが、始点については、番号11番の申請地の下を通過しているのではないかと考えられます。

途中の水田からとなると、これを水路と良いものなのか、疑問が生じます。

先月、「周辺農地の地権者が、農業委員と話がしたいと言っている」ということで、事務局から連絡があったため、現地に行き参りました。

申請地を調査した結果、申請地に隣接する農地の間を農道が通過しており、その上方にある民家に大元の水路が来ておりました。

その水路を使って、水を提供していたのだと考えられます。

ですから、中間に存在する水路が何の役目を果たしているのか疑問でしたので、質問させていただきました。

私の個人的な考えですが、申請地の2筆を結ぶための水路ではないかと考えます。

それを水路と言って良いのか疑問に思います。

7番  
田子委員

地図を見て分かる通り、この地域は、基盤整備が行われていない地域です。

そこに水路を設ける場合、上の田から下の田へ水を流すのが一般的なやり方です。

ところが開発等により、水の流れが遮断される事態になりますと、上の田と下の田を同じ人が所有していた場合、水を共有することが出来なくなる訳です。

実際に水路が存在するとなると、私用の水路なのか公用の水路なのか、もし公用の水路であるならば、当然許可が必要だし、地権者の同意も必要だと思います。

ところが私用の水路であるならば、開発業者、或いはこの地権者の同意を得ることによって、通水は可能となるのでしょうか。

今回は、そのどちらなのか明確に判断出来ない案件かと思えます。

こういった場合には、水を通すという事実自体が、水路に当たると判断すべきではないかと思えます。

19番  
生田目委員

補足説明いたします。

先ほど申しました大元の用水路もございしますが、基本には、田子委員の言った通り、田から田への通水によって水が流れておりました。

また、申請地の右側は、ほとんどが未耕作地となっております。

落差に関しては、図面の左から右に流れる落差となっております。

問題となっている申請地2筆の間の水路については、私の個人的な考えでは、地権者が、水不足の際に水を引くために作ったものではないかと考えます。

現地調査をした限り、水路自体の長さは、短いものだと思います。

<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>事務局にて一旦情報を整理いたしますので、その間5分程度、休議としていただきますようお願いいたします。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>わかりました。 では、5分間休議といたします。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【5分間の休議】</b></p> <p>それでは、議事を再開いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>番号11番は、先ほどご説明しましたとおり、申請面積が適正ではないということで「不許可相当」、番号10番については、申請地内の水路について詳細を確認することから「審議保留(次回再審議)」として付議いたします。</p>
<p>22番 飯高委員</p>	<p>この案件についてですが、現地を調査していない委員としては、全く状況が把握出来ません。</p>
	<p>問題のある場所については、写真を添付するなどしていただきたいと思 います。 審議に時間がかかってしまいますので、よろしくようお願いいたします。</p>
<p>2番 鈴木(義) 職代</p>	<p>この株式会社ウエストエネルギーソリューションは、最近出て来た会社 ですが、今回7か所は「許可相当」とすることで、計画書通りに工事が進 むのか心配です。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>先月の総会にて、複数の申請がある場合には、工程表を提出してもらう ことにしましたので、こちらの事業者からも提出を受けております。</p>
	<p>協力会社が2、3社あるとのことで、地区ごとに集中して施工していく 方式で、1件あたり2週間から3週間程度で竣工すると確認しております。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【意見・質問なし】</b></p>
	<p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 田子委員の補足意見や皆様からのご意見も踏まえ、議案第2号について、 番号1番、番号2番、番号4番から番号9番、番号13番、番号16番、番号17 番は「許可」とし、番号3番、番号11番、番号14番は農地転用許可基準のう ち一般基準を満たさないことから「不許可」、番号12番、番号15番は現況が 農地とは判断できないことから「却下」、番号10番は水路についてもう一度 詳細を確認するため「審議保留」とすることに、ご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【「異議なし」の声あり】</b></p>
	<p>ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可 申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。</p>
	<p>なお、事務局においては、今回の審議結果を踏まえ、事前相談を含む許可 申請に際して、申請者等に対し、適切な指導・助言を行うようお願いいたし</p>

<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>ます。 次に、議案第3号「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (鯨岡係長)</p>	<p>議案書の6ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>議案説明書の13ページをご覧ください。 公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農地を借り手へ転貸する事案でございます。 実施地区は、平、勿来、四倉、借り手8名、貸し手15名、対象筆数は、田43筆、畑2筆、面積は、田32,299㎡、畑458㎡となっております。 なお、議案説明書の14ページ以降の詳細な説明は、省略させていただきます。 以上、計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の要件を満たしていると考えます。 説明は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第3号「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (鯨岡係長)</p>	<p>議案書の7ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>本日お配りしている資料1をお開き願います。 6月分の案件になります。 番号1番から4番については、利用状況調査の結果、長年耕作されておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。 今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られた土地について、その判断をお諮りするものです。 なお、番号3番及び4番の案件については、6月分の議案として、議案説</p>

事務局  
(金成主査)

明書を送付しておりましたが、6月中に地権者からの確認や各種補助金等の整理があったため、現地調査を行ったものの、非農判断を見送っておりました。

今般、地権者からの確認や各種補助金等の整理ができたことから、7月分の案件として改めてお諮りするものです。

現地調査については、各地区審議会の委員において実施しております。

7月分は、田4筆 11,360 m<sup>2</sup>、畑9筆 28,737 m<sup>2</sup>、牧場1筆 193,320 m<sup>2</sup>、合計14筆 233,417 m<sup>2</sup>です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

**【現地の様子をモニターに投影】**

議長  
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

2番  
鈴木(義)  
職代

番号1番について、平1区地区審議会の新妻信夫委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

15番  
菅野(綾)  
委員

番号2番から3番について、内郷・好間・三和地区審議会の藁谷昭夫委員、松本正美委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

23番  
油座委員

番号5番について、遠野・田人地区審議会の生田目祥明委員、大竹保男委員と一緒に現地を確認しましたが、既に山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

**【意見・質問なし】**

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声あり】**

ご異議なしと認め、議案第4号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

議長  
(蛭田会長)

始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

議長  
(蛭田会長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の21ページから27ページをお開き願います。

今月の報告件数は27件、権利の移動理由は、「相続」が26件、「遺贈」が1件です。

権利の取得面積は、田 97,061.47 m<sup>2</sup>、畑 70,097.24 m<sup>2</sup>、合計 167,158.71 m<sup>2</sup>です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の29ページから30ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は、田 764 m<sup>2</sup>、畑 0 m<sup>2</sup>、合計 764 m<sup>2</sup>です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の31ページから36ページをお開き願います。

今月の報告件数は21件、転用面積は、田 8,165.30 m<sup>2</sup>、畑 3,429.83 m<sup>2</sup>、合計 11,595.13 m<sup>2</sup>です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の37ページから40ページをお開き願います。

今月の報告件数は12件、面積は、田 43,023 m<sup>2</sup>、畑 496 m<sup>2</sup>、合計 43,519 m<sup>2</sup>です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

次に、報告第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(赤津係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明書の41ページから42ページをお開き願います。

事務局  
(赤津係長)

今月の交付件数は2件、内訳は、全て「相続税の納税猶予」です。  
面積は、田 5,618.72 m<sup>2</sup>、畑 459.00 m<sup>2</sup>、合計 6,077.72 m<sup>2</sup>です。  
以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。  
報告は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知置き願います。  
次に、協議事項に入ります。  
「令和7年いわき市農作業労働賃金標準額策定に係る見直し意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(鹿内主査)

事務局より、説明いたします。  
資料2をご準備ください。  
農作業労働賃金標準額につきましては、農業委員会の必須業務ではありませんが、農業作業の受委託の目安とするため、例年、JA福島さくらと連名により策定しているところでございます。  
資料6ページが、現行の令和6年の標準額表となります。  
本年3月の総会におきまして、来年の令和7年標準額を策定するという意思決定がなされたところでございます。  
資料1ページが、総会で承認を受けたスケジュールでございます。  
スケジュールに従いまして、3月から6月までの4ヶ月間、一般農家と農業委員の皆様アンケートを実施いたしました。  
その集計結果が資料3ページから4ページとなります。  
現行の令和6年標準額に対し、様々なご意見がございましたが、各作業項目の希望金額のうち、最低額、最高額、平均額をまとめた資料となります。  
ご確認いただければと思います。  
この集計結果を元に、再度、農業委員の皆様はもとより、農地利用最適化推進委員の皆様にも、見直し意見等を照会することになります。  
お手元の集計結果を示した資料が、そのまま見直し意見等の回答表となります。  
また、資料5ページがその依頼文となります。  
回答期限は、8月8日(木曜日)までとさせていただきます。  
ご意見のある方は、添付しております返信用封筒にてご返送いただきたいと思います。  
なお、農地利用最適化推進委員の皆様へのご照会につきましては、この後開催する第1回全員協議会において依頼する予定です。  
今回の見直し意見等を集約した後は、8月、9月、10月の3ヶ月間、総会の場で、令和7年標準額の協議に入る予定です。  
以上、アンケート集計結果のご報告と、見直し意見等の照会の実施について、ご協議いただきたいと思います。  
なお、今回は、新任の委員の皆様もおりますので、資料7ページ以降に、昨年の協議結果の資料を添付しております。

事務局  
(鹿内主査)

参考にしていただきたいと思います。  
説明は、以上です。

議長  
(蛭田会長)

只今、事務局より説明がありました。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、事務局説明のとおりといたします。  
アンケートについては、様々なご意見が出たようです。

8月の総会にてご報告する予定ですが、ご意見のひとつとして、「標準額を毎年策定する必要はなく、委員の任期3年のうち1度作成すればよいのではないか」という考えもございました。

いずれにしても、今回の見直し意見も踏まえたうえで協議して参りますので、皆様からのご回答をよろしくお願いいたします。

次に、その他に入ります

始めに、事務局から何かありますか。

事務局  
(蛭田係長)

【資料3-1～2】定例的現地調査スケジュールについて  
⇒ 上記資料により、第18期いわき市農業委員会の令和6年度における現地調査の日程と担当委員について説明した。

議長  
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

#### 4 議案・報告の内容及び審議結果

##### (1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請についてについて	番号1番、番号2番、番号4番から番号9番、番号13番、番号16番、番号17番は「許可」 番号3番、番号11番、番号14番は「不許可」 番号12番、番号15番は「却下」 番号10番は「審議保留」
第3号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第4号	非農地の判断について	原案のとおり可決

##### (2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員  
なし

6 本総会の閉会時刻

14時40分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

3 遠藤 重和

6 志賀 幸